

お知らせ

# なんたん

発行

南丹市

第309号

平成30年  
11月22日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

## 目次(ページ)

- ・お知らせ(1~3)
- ・相談会(4)
- ・子育て支援(催し)(4~5)
- ・催し(5~7)
- ・美山地域情報(8)
- ・特別広報(9)
- ・なんたんテレビ番組表(10)

## お知らせ

### 年末の交通事故防止府民運動について

この機会に、家庭や学校、職場などで交通安全について話し合ってください、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践をお願いします。

●**運動スローガン** 「年の瀬はゆとりとマナーで事故防止」

●**実施期間** 12月1日(土)~20日(木)

#### ●**運動重点**

- ・高齢者の交通事故防止
- ・二輪車の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶

☎総務課 ☎(0771)68-0002

### 浄化槽の維持管理について

浄化槽の機能を十分発揮させるためには装置の点検、調整、清掃など技術的なメンテナンスが必要です。そのため浄化槽法では、保守点検、清掃、水質検査を行うことが義務付けられて

います。専門の業者へ依頼し、必ず実施してください。

●**保守点検** 毎年3回以上(浄化槽の種類により異なります。)浄化槽の機能維持のため、浄化槽の運転状況の点検、消毒剤の補充などをします。この作業は、専門の知識や技術が必要となりますので、京都府に登録されている浄化槽保守点検業者に委託してください。

●**清掃** 毎年1回以上(浄化槽の種類により異なります。)浄化槽の機能維持のため、浄化槽に溜まった汚泥やスラム(浄化槽内に発生する浮遊固形物)を抜き取り、附属装置や機械類を洗浄する作業です。この作業は、浄化槽清掃許可業者(京都中部環境整備協同組合)に委託してください。

※料金などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

●**水質検査** 毎年1回 浄化槽の保守点検・清掃が適正で浄化槽の機能を発揮しているかを確認する「年1回の健康診断」として重要な検査です。この作業は、京都府が指定する指定検査機関(公益社団法人京都保健衛生協会)で受けてください。

●**浄化槽の使用を廃止・休止する場合** 浄化槽の使用をやめる(廃止)場合、または休止する場合は、保守点検業者または浄化槽清掃許可業者に最終清掃を依頼し、浄化槽の清掃と消毒を行っ

た上で浄化槽廃止届出書または休止届を下水道課に提出してください。

※清掃を実施してもらった際、清掃業者から記録票をお受け取りください。

☎下水道課

☎(0771)68-0054

### 「なんたん健幸ポイント50」応募締切について

「なんたん健幸ポイント50」は、市民の皆さんの健康づくりを応援する事業で、ポイントを貯めて応募すれば、抽選で健康グッズなどが当たります。なお、今回から健幸都市応援事業所からの記念品もありますので、50ポイントを貯めてご応募ください。

●**応募締切** 平成31年1月15日(火)

●**応募先** 保健医療課または福祉事務所、各支所市民生活課(その場で参加賞をお渡しします。)

●**参加対象** 市内在住または在勤の20歳以上の方

※ポイントカードは保健医療課または福祉事務所、各支所市民生活課、各保健福祉センター、園部公民館、八木公民館、日吉町生涯学習センター、美山文化ホールに備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。※詳細はポイントカードをご覧ください。

☎保健医療課

☎(0771)68-0016